

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（案）の概要について

平成25年12月
福祉部 障害者福祉課

1 趣 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」といいます。）等の一部改正に鑑み、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を検討しています。

この基準の改正は、「川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び「川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正」として行う予定です。

なお、基準（案）には、基準省令と異なる項目はありません。

2 内 容

(1) 重度訪問介護の対象者の拡大

基準省令において、重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものが追加されることに鑑み、改正を行おうとするものです。

(2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

ア 基準省令において、共同生活介護が共同生活援助に一元化されます。この中で、共同生活援助について、新たに外部サービス利用型共同生活援助が創設され、①共同生活援助事業者自らが介護の提供を行う「指定共同生活援助」と、②共同生活援助事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託する「外部サービス利用型指定共同生活援助」に区別されます。このことに鑑み、それぞれの人員、設備及び運営に関する基準を定め、及び改正しようとするものです。

イ 基準省令において、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、入居定員を1人とするサテライト型住居が創設されることに鑑み、人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

※ このほか、「障害程度区分」を「障害支援区分」とするなど、法令の改正に伴い必要とされる規定の整理その他必要な条文の整理を行います。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

3 施行期日

平成26年4月1日